

ファイナンス研究会の活動

2011年4月13日

特定非営利活動法人 事業継続推進機構 (BCAO)
ファイナンス研究会

※ 本資料の文責は研究会にあり、BCAO全体の見解ではありません。

1.ファイナンス研究会メンバーリスト

2010年度ファイナンス研究会のメンバー：計11名（五十音順）

※2011年3月現在

No.	役職	氏名	ふりがな	会社名
1	座長	高橋 孝一	たかはし こういち	NKSJリスクマネジメント株式会社
2		天野 俊裕	あまのとしひろ	天野俊裕税理士事務所
3		伊藤 陽	いとうあきら	株式会社日本経済研究所
4		大沢 幸雄	おおさわ ゆきお	大成建設株式会社
5		佐柳 恭威	さやなぎ やすたけ	スタンダード&プアーズ
6		篠原 光男	しのはら みつお	株式会社アスラボ
7		田代 邦幸	たしろ くにゆき	株式会社インターリスク総研
8		眞崎 達二郎	まさきたつじろう	真崎リスクマネジメント研究所
9		望月 剛	もちづき たけし	セイコーエプソン株式会社
10		山本 欣弥	やまもと きんや	株式会社イー・アール・エス
11		吉田 勇氣	よしだ ゆうき	NKSJリスクマネジメント株式会社

※ 本資料の文責は研究会にあり、BCAO全体の見解ではありません。

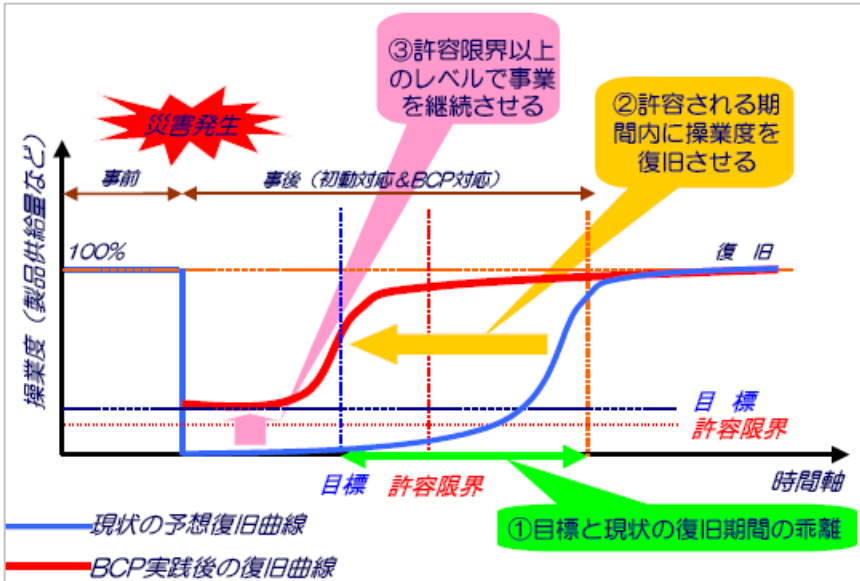
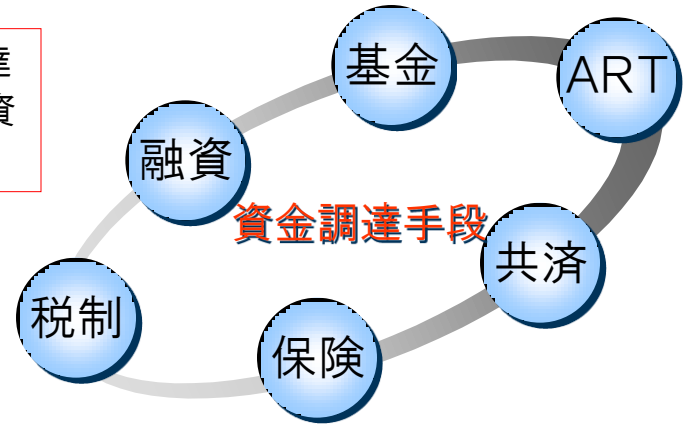
2.BCにおけるファイナンス

BCにおけるファイナンス

①防災対策の資金(災害前)
耐震診断や耐震補強などの防災対策をするための資金

②復旧対策の資金(災害後)
被災後に事業の運転、復旧のための資金

これらの資金を調達するための様々な資金調達手段



(出典:「内閣府 事業継続ガイドライン 第一版」より)



BCPの一環

資金調達手段の効率的な活用

「防災対策」,
「復旧対策」の充実

「災害に強い企業」に

ステークホルダーとの
信頼関係を構築

※ 本資料の文責は研究会にあり、BCAO全体の見解ではありません。

3.研究会の活動内容（2008、2009年度）

事前調達

災害が発生する前に耐震診断・耐震補強などを行うための資金調達手段

- 防災格付融資制度
（日本政策投資銀行）
- BCPの対策実施に係る優遇金利融資
（滋賀銀行、京都銀行 など）
- 社会環境対応施設整備資金
（日本政策金融公庫） など

事前契約

事後調達

予め契約をしておき、災害後に復旧・運転資金を調達するための手段

- 損害保険(地震保険など)
（民間保険会社）
- コミットメントライン(都市銀行など)
- 保険デリバティブ(民間保険会社)
- 災害時発動型保証予約システム
（静岡県信用保証協会） など

災害発生

事後契約・事前調達の資金調達手段はない

事後契約

契約時期は災害後であり、復旧・運転資金を調達できる資金調達手段

- 災害復旧貸付制度
（日本政策金融公庫、商工組合中央金庫）
 - ・日本政策金融公庫(中小企業事業) →貸付限度額:1.5億円
 - ・日本政策金融公庫(国民生活事業) →貸付限度額:0.3億円
 - ・商工組合中央金庫 →貸付限度額:必要に応じ一般枠を超える額
- セーフティネット保証制度(信用保証協会)
 - ・一般保証限度額(普通保証):2億円
 - ・別枠保証限度額(普通保証):2億円
 など

※ 本資料の文責は研究会にあり、BCAO全体の見解ではありません。

3.研究会の活動内容（2010年度）

2010年度の活動内容

■2010年度以降の活動方針の検討・決定

- ・2009年度に引き続き企業の資金調達に関する実態調査の実施が決定
- ・調査対象企業は、地震や洪水に被災した企業に決定
- ・主な調査項目(例)は以下のとおり

- ・資金調達手段の認知度

- ・被災企業の資金調達の実態

（活用した資金調達手段、調達した資金量に対する満足度 等）

- ・金融商品提供元(保険会社等)の資金調達手段に関する理解度

■ファイナンス研究会としての成果物の検討

- ・これから資金調達手段を活用・改善しようとする企業にとって、有益な情報を収集した上で、成果物の検討を予定

※ 本資料の文責は研究会にあり、BCAO全体の見解ではありません。

3.研究会の活動内容（2011年度）

2011年度の活動方針

- 東日本大震災の発生に伴い、施行された特別措置や創設された資金調達制度に関する調査の実施

- ・災害復旧貸付制度の金利引下げ
- ・小規模企業共済制度の貸付条件緩和 等

※詳細は、次ページ以降を参照

- 2010年度で決定した活動方針に基づき、被災企業の資金調達状況に関する実態調査の実施

【調査対象例】

- ・東日本大震災の被災企業
- ・阪神・淡路大震災の被災企業
- ・新潟県中越地震の被災企業

※ 本資料の文責は研究会にあり、BCAO全体の見解ではありません。

参考：東日本大震災における政府の対応（1/3）

2011年3月18日現在

■災害関係保証の発動

市町村長等から罹災証明を受けた中小企業者に対して、信用保証協会が別枠で保証。（100%保証。保証限度額は無担保8千万円、普通2億円。）

■小規模企業向けの設備資金融資の償還期間の延長

小規模企業者等設備導入資金貸付制度及び小規模企業設備貸与制度について、既往貸付金の償還期間を2年延長。（7年以内→9年以内）

■事業協同組合等の施設の災害復旧事業に係る補助

都道府県が行う事業協同組合等の災害復旧事業に係る補助に対する支援（都道府県が3/4を補助する場合、国はその経費の2/3を補助。）

■災害復旧貸付（日本政策金融公庫、商工組合中央金庫）の金利引下げ

被災中小企業者に対して、日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が別枠で行う災害復旧貸付について、特段の措置として、基準利率から0.9%の金利引下げ。

融資限度枠 中小企業向け1.5億円

※ 上記以外にも、小規模企業共済契約者に対し、原則として即日で低利で融資を行う災害時貸付（（独）中小企業基盤整備機構）の適用の要請等を実施。

※ 本資料の文責は研究会にあり、BCAO全体の見解ではありません。

参考：東日本大震災における政府の対応（2/3）

小規模企業共済に係る救済措置

今般の災害により被害を受けた小規模企業共済契約者に対し、中小企業基盤整備機構において①原則として即日で低利で融資を行う災害時貸付の適用、②共済掛金の納付・一時貸付金の返済支払いの猶予、③共済金支払いの迅速化等を実施。

小規模企業共済に係る追加対策(更なる条件緩和)

■貸付金利の無利子化

今般の甚大な被害状況に鑑み、東日本大震災の直接罹災共済契約者については、貸付金利を**無利子**。（間接被害者については、引き続き、貸付金利0.9%を適用します。）

■貸付限度額の引き上げ

貸付限度額を1,000万円から2,000万円に引き上げ
（ただし、共済契約が解約された場合に支払われる解約手当金の範囲内）

■償還期間の延長及び据置期間の設定

①償還期間を1年間延長することにより、資金繰りを支援

（i）貸付金額が500万円以下の場合、3年→4年

（ii）貸付金額が505万円以上の場合、5年→6年

②据置期間を設定し、罹災当初の資金繰りを支援

（i）設定なし → 据置期間12ヶ月

※ 本資料の文責は研究会にあり、BCAO全体の見解ではありません。

参考：東日本大震災における政府の対応（3/3）

有価証券報告書等の提出期限に係る特例措置

- ・「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」に基づき、今回の震災による災害について、特定非常災害として指定。（過去には、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震が指定されている。）この災害に対し、行政上の権利利益の満了日の延長等の措置を適用するとした政令を3月13日に公布・施行。
- ・この政令により、震災により本来の提出期限までに有価証券報告書、四半期報告書等の提出がなかった場合であっても、本年6月末までに提出すれば責任が問われないことになる。
- ・「震災により」とは、本社が被災した場合のみならず、支店・工場や重要な取引先の被災により決算作業が困難となった場合など、間接的な影響によるものを含む。
- ・3月決算企業などについて、9月末までに提出すればよいこととする方向で、今後、政令を整備予定。

※ 本資料の文責は研究会にあり、BCAO全体の見解ではありません。

特定非営利活動法人
事業継続推進機構
ファイナンス研究会

A Specified Non-Profit Japanese Corporation
Business Continuity Advancement Organization (BCAO)